

平成31年第3回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 平成31年3月22日(金)  
午後2時30分  
ところ 市役所分庁舎ホール

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会3月定例会一般質問について
- (2) 春季休業にあたっての生徒指導について
- (3) 小中連携シートについて
- (4) 教職員のための人権教育教材研究資料について
- (5) 不登校・いじめについて

4 議事

- 報告第 1号 工事請負契約について((仮称)たつの市立御津南こども園整備事業)
- 報告第 2号 工事請負契約について(たつの市立小中学校空調設備整備事業)
- 報告第 3号 たつの市指定文化財の指定解除について
- 議案第 9号 たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針策定について
- 議案第10号 たつの市立幼稚園通園バス使用管理規程を廃止する訓令について
- 議案第11号 たつの市立保育所条例施行規則及びたつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第12号 たつの市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第13号 たつの市障害児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第14号 教育財産の所管換えについて
- 議案第15号 教育財産の用途廃止について

5 自由討議

6 次回教育委員会開催予定日 平成31年4月24日(水)午後2時～

〃 開催場所 ( 分庁舎第3会議室 )

次々回教育委員会開催予定日 2019年 5月 日( )

〃 開催場所 ( )

7 閉会宣言

平成31年第3回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 平成31年3月22日(金)  
午後2時30分  
ところ たつの市役所分庁舎ホール

教育長

ただ今から、平成31年第3回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それではまず始めに、会議録署名委員の指名を行います。

●●委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(5)不登校・いじめにつきましては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号、会議の公開が不適当とする事件の規定により、また、議事のうち、議案第10号「たつの市立幼稚園通園バス使用管理規程を廃止する訓令について」、議案第11号「たつの市立保育所条例施行規則及びたつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、議案第12号「たつの市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則制定について」、議案第13号「たつの市障害児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について」は、告示前の規則、規程及び要綱についての決定及び意見の申出に関する議案であるため、同規則第9条第1項第7号、会議の公開が不適当とする事件の規定に基づき、非公開にすることが適切であると思われまます。賛成の方は挙手願います。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会3月定例会一般質問について報告いたします。

3月14日、15日に一般質問があり、その内、教育委員会に関する質問とそれに対する答弁を御報告させていただきます。

まず、新生クラブ代表の永富靖議員からは、人口減少・少子高齢化への挑戦として、ふるさと教育推進事業をさらに拡充し、まちの魅力を機会あるごとに子どもたちに伝える教育をもっと行えばよいと考えるがいかかとの質問でした。それに対し、平成29年度から学ぶ力向上支援事業において、市内小学校、中学校の教諭と、龍野北高等学校の教諭からなる「ふるさと部会」を立ち上げ、小・中学生のふるさと教育の推進について調査研究を行っていることをお答えしました。さらに、新規事業である「ふるさと教育推進事業」において、たつの市の地域資源を盛り込んだ「たつの版キャリアノート」を作成し、ふるさとたつのを学ぶ資料を掲載したこともお伝えしました。また、今後も各校区の地場産業や歴史・伝統を学ぶ取組を支援し、ふるさとたつのを伝える教育を充実させる旨を答えました。

次に4番目のご質問の次世代教育推進事業について、小学校の英語教育において、英語嫌いにならないよう配慮はされているのか、また、小・中学校の連携は取れているのかという質問です。これに対し、2020年度からの小学校の新学習指導要領の完全実施に向けて、本市では今年度から、小学3、4年生では外国語活動を年間35時間、小学5、6年生では外国語の授業を年間70時間、先行実施していることを答えました。小学校の英語教育では、単語や文をリズムに乗って表現するなど、楽しみながら学習を行っていることと、小学5・6年生では「聞く」「話す」活動に加え、「読む」「書く」の技能が身につくように指導を行っていることを伝えました。また、本市においては、本年度に小学校専任のALT3名を各小学校に週1回配置させ、全小学校で外国人講師と英語で話したり、ゲームをしたりする機会を提供していることも説明しました。小・中学校の連携については、市内小学校・中学校・龍野高等学校英語科の代表者が外国語部会を立ち上げ、授業の相互参観や意見交換を進めており、相互の連携が深まっていることを答えました。

次に、創志会代表の松下信一郎議員より、三木露風生誕130年の年に、童謡赤とんぼで「オ

ールたつの」意識を醸成することへの取組について質問がありました。

これについては、本年は三木露風生誕130年の節目の年として、関係各課、関係機関や市民団体との協働により「三木露風生誕130年記念事業」を実施する旨を答弁しました。事業の主な内容として、企画展や関連施設のスタンプラリーを行ったり、童謡を収録したCDを市内小中学校等に配布するなど、日常の中から童謡に慣れ親しむ環境づくりに取り組むことを伝えました。学校教育では、「たつの版キャリアノート」に三木露風を紹介するページを設け、三木露風生誕130年を契機に今後も普及、啓発に取り組んでいくことを答えました。

次に、三木浩一議員の高等学校等入学準備金支給事業について、今後、大学入学にも拡大していくことは考えていないのかという質問に対し、まずは、高等教育の無償化の趣旨を説明した上で、大学入学時への拡大については、国会で議論が始まっていることから、国の動向を注視しながら調査研究していくことを答えました。

次に、空調設備の配置と校舎の改修等について、1点目の質問の、小・中学校の校舎の改修や屋外プールの整備等が先延ばしになっている理由についての質問です。空調設備の整備は年度内の事業完了が求められているため、来年度においてはこの空調設備整備事業に集中的に取り組みたいということを答えました。また、国の補助金のほか、それ以外は地方債になりますので、合併特例債等の予算の範囲内において、学校施設に係る投資的事業費について財政当局と十分な協議を重ね、事業費の平準化を行ったことを説明しました。

次に、学校の適正規模・適正配置については、先日の総合教育会議でお話したとおり、パブリックコメントで頂戴した意見を参考にしながら、この3月中に基本方針を策定します。来年度以降は、この基本方針に基づき、協議が必要な小学校区の保護者及び地域住民等と具体的に協議を進めていきます。その中で、意向調査等も行い、保護者や地域住民等の皆様とともに、今後の学校像について考えていくことを答えました。また、教育委員会として、新しい学校像についていろいろな選択肢を持つことの重要性を十分認識しており、しっかりと検討していくことを伝えました。

次に、市職員の働き方改革について、私立保育園等の保育士の処遇改善の施策は盛り込まれているが、公立の認定こども園ではどう改善していくのかという質問です。まずは、職員の数を増やすことを答えました。もう1つは、正規職員の雇用率を上げることに取組んでいることを答えました。実際保育士希望の方にアンケートを取ったところ、給料面、職場環境を重視されていた方が多かったため、このことを重視しながら行っていくことを答えました。また、基本的に園長は5級の主幹級を登用していくことを答えました。

次に、畑山議員からの質問です。保育士の処遇改善と確保について、(1)については、先ほど申し上げた内容を説明しました。(2)の離職者に対するケアを行ってはどうかということでは、広報等への掲載や、県内で実施している離職者の研修に市職員が情報提供しながら、保育士確保に取り組んでいる旨をお答えしました。

次に、健康寿命と体育館の環境についての質問です。体育館の空調設備とウォータークーラーが故障しているというご指摘を受け、まずはご不便をおかけしていることをお詫びしました。空調設備については3月中に修理、ウォータークーラーについても3月中に新調することを伝えました。また、トレーニングルームの運動機器が古いこと、新宮スポーツセンターの運動器具をもう少し増やしてはどうかというご指摘では、体育館4館、保健センター3館、はつらつセンターと合わせて市内8か所にトレーニングルームがあり、体力づくりと健康づくりの目的で設置されております。それらのニーズに応じて検討していく旨を答えました。また、修理できないものについては、新調していくことも伝えました。

次に、堀議員から、国の保育料無償化の動きがあるがその対策についての質問です。これに対し、保育のニーズに応える施設整備と保育士確保に取り組むことを答えました。2つ目の小学校の給食費無料化はいつ頃からの予定かという質問では、構想があります第2給食センターを建てた上で、センター方式として一括で給食費を徴収できるシステムを構築できた後、慎重に検討していくことを答えました。

次に、高校入学者への支援事業の対象範囲の質問ですが、高等学校、専門学校等に入学する準要保護世帯が対象であると答えました。学校の適正化の基本方針についての質問は、前回の総合教育会議で説明しましたとおりです。以上です。

何かご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、続きまして、春季休業にあたっての春季指導について、事務局説明願います。

事務局	<p>春季休業にあたり、次の6点を指導していきます。1進学・進級に向けての意欲を育む指導、2家族・地域社会における過ごし方の指導、3規則正しい生活及び安全面の啓発、4児童生徒の内面的な理解に基づいた生徒指導の確立、5問題行動の未然防止の徹底、6安全確保への具体的取組等の実施ということで、各学校へ周知しております。特に、4点目のいじめ・不登校問題につきましては、継続して指導・支援が引き継がれるように各学校へ周知しております。また、5点目のSNSによるトラブルについては、とても大きな課題となっていますので、重点的に指導するよう各学校へ周知しています。以上です。</p>
教育長	<p>何か、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>2月、3月に、兵庫県で子どもが交通事故に遭っています。たつの市でも交通事故に巻き込まれないか心配です。</p>
事務局	<p>春休みの間においても、子どもたちの情報が教育委員会に入ってきますので、適宜、教育委員会の方で指導を行います。</p>
教育長	<p>それでは、次に、小中連携シートについて、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>資料をご覧ください。小中連携シートの取組を始めて10年は経っています。小学校6年生と中学校1年生の不登校支援に係る連携シートとなっています。小中連絡会にこの小中連携シートを基に情報共有を図っています。以上です。</p>
教育長	<p>引き継がれた児童については、中学校に入ってからフォローをしてください。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
委員	<p>小中のシートの引継ぎについて確認したいことがあります。シートの引継ぎは、紙で作成されるのかどうかの確認と、その取扱いについて教えてください。個人情報ですので、取扱いには十分に注意する必要があります。</p>
	<p>また、中学校で対象児童が卒業するまで保管しておく必要がありますが、逆に言えば、中学校を卒業したら廃棄するというのを明記しておく必要があるのではないのでしょうか。</p>
	<p>次に、このシートは小・中学校のようですが、高校への連絡も必要なのではないのでしょうか。しかし、たつの市教育委員会の直接の管理下ではない高校へこの情報を渡してしまってもよいのかと思います。そのあたりをどのように考えていくのが必要です。</p>
	<p>もう1つは、閲覧制限のことで。個人情報には基本的には自分の情報を見る権利があるようですが、個人情報保護法では、本人の生命や身体、財産に害が及ぶ場合は本人や法定代理人である保護者であっても閲覧を拒否できるよう。個人情報の取扱いについては、慎重に取り扱う必要があると思います。</p>
事務局	<p>1点目のご指摘の小中連携シートの様式については、紙ベースでやり取りをしています。学校長がきちんと確認をした上で押印することとしております。このシートの廃棄、コピー制限等の取扱いについては、十分に指導しております。</p>
	<p>中学校から高校への引継ぎについては、現在兵庫県で推進されております共通の中高連携シートを活用し、高校と中学の連絡会で情報が引継ぎされています。</p>
	<p>最後に、閲覧の制限については、情報推進課と調整の上、きちんと対応していきたいと思っております。</p>
教育長	<p>先ほどの事務局の回答の中の特別支援のための中高連携シートについては、保護者が印鑑を押すことになっています。つまり、実際その高校へ入学して行くことになった際に、中学校で支援したことを引き続き高校でもお願いしたいことに対して、保護者の了解のもと、高校へ引継ぎされるということです。</p>
委員	<p>小学校から中学校に引継ぎされた場合、小学校にそのシートのコピーが残るのであれば、小学校においてもきちんと保管しておく必要があると思います。</p>
事務局	<p>そのあたりについても、小学校へきちんと指導していきたいと思っております。</p>

教育長 貴重な御意見ありがとうございます。  
続きまして、教職員のための人権教育教材研究資料について、事務局説明願います。

事務局 部落差別の解消の推進に関する法律が2016年に施行され、たつの市においては、たつの市部落差別の解消の推進に関する条例が2018年4月から施行しています。法律第5条で、部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努めることが定められています。このことから、この度、部落差別の解消の教育のために、学校現場で活用していただく資料として、別添のとおり資料を作成したものです。  
本資料は2部構成となっています。第1部「教科書記述」では、先生の部落差別に関する知識の習得や理解を深め、部落差別に関する科学的認識を高めるために活用するよう指導します。第2部「自作資料・実践資料編」では、今までに揖龍各小中学校で作成、使用された部落差別解消に関する資料をまとめたもので、この資料を活用し、部落差別のない社会の実現に向けて行動できる児童生徒の育成を目指すものです。以上です。

教育長 以上のことで、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 これらの資料を編集されたということはとても意義があるものだと思います。ぜひ活用していただきたいと思います。この自作資料を使用するにあたり了解は得られているのですか。

事務局 各学校から提供してもよい資料を挙げているものです。資料を使う際は、事前に教育委員会へ届け出させていただくようにしています。

教育長 この資料を使用する場合は、まずは教育委員会に相談していただき、指導案を提供したり、留意点をお伝えします。積極的に活用されるよう周知していきます。

それではこれで教育長諸報告を終わります。  
次に、議事に入ります。  
報告第1号「工事請負契約について、(仮称)たつの市立御津南こども園整備事業」について、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

説明は終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

ご発言がありませんので、採決に入ります。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、報告第2号「工事請負契約について、たつの市立小中学校空調設備整備事業」について、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

説明は終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

ご発言がありませんので、採決に入ります。報告第2号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、報告第3号「たつの市指定文化財の指定解除について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

説明は終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

委員

なぜ今の時期に国指定になったのですか。

事務局

脇坂関係の資料を東京文化財研究所にて調査をしていただき、ある程度全貌が明らかになった平成29年度に市指定を行いました。その内容はとても重要なものを含んでいましたので、県指定の申請をし、その結果、全部ではなく、重要な部分のみ、今回県指定になったものです。

教育長

市の指定を受けていないと、県の指定が受けられません。県の指定がないと国の指定が受けられませんので、まずは、市の指定を受けるために調査を行い、その調査に要する時間が必要であったことから、この時期に県の指定となったものです。これに伴い、市の指定を解除したものです。

委員

分かりました。

教育長

ほかにご質問等はございませんか。ないようですので、採決に入ります。報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第9号「たつの市立小・中学校の適正規模・適正配置基本方針策定について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

説明は終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。

教育委員の皆様には、基本方針案の作成の際に、またパブリックコメント実施の際に、いろいろご意見を頂戴いただきましたが、改めて、この基本方針案についてご意見等はございませんか。

< 教育委員 意見等なし >

それでは、採決に入ります。議案第9号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認いたしました。

これまでいただいた意見を基に基本方針を策定し、来年度以降、地域の皆様へしっかりと説明に入っていきたいと思えます。また、適宜、この教育委員会定例会に進捗状況をご報告させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、議案第14号「教育財産の所管換えについて」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

説明は終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

委員

これまでもあった土地ですが、なぜ今の時期に所管換えをする必要があったのですか。

事務局 従来から、学校の施設の増改築等をしていましたが、これまでは県において増築部分の建物の強度や図面等が整っていれば許可が下りていたのですが、底地に今はない里道や水路が混在している状態は好ましくなく、きちんと整理をした土地でないと建築の許可が下りないという制度改正があったものです。このため平成28年度以降の増改築の建築工事に係る部分は土地の登記整理をしてから事業を進めることとなりました。

委員 今回の所管換えについては、費用は発生しないのですね。

事務局 所管換えに先立ち、敷地の測量の調査費用が発生しております。

委員 まだこのように登記整理が必要な学校が残っているのですか。これから改築等を行うことになれば、同じように登記整理をしなければならないということですね。

事務局 はい、そうです。

教育長 ほかにご質問等はございませんか。  
ないようですので、採決に入ります。議案第14号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第15号「教育財産の用途廃止について」、事務局説明願います。

＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞

説明は終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

委員 神部幼稚園や誉田幼稚園はこども園になるのですね。こども園は教育財産ではなくなるので用途廃止をするということになるのですね。

事務局 そうです。

教育長 ほかに予定が決まっている園があれば説明してください。

事務局 揖西南幼稚園は、この3月議会で予算の承認を得まして、まあや学園を運営している社会福祉法人「こどもの国」が平成31年度に工事を行い、平成32年度から新たに民間こども園を開設する予定です。土地は10年間無償で使用貸借契約を行いますが、建物、設備等は無償譲渡となります。誉田幼稚園につきましては、平成31年度はこども園の運営を現保育所で行いながら幼稚園の方を増改築し、平成32年度4月に新園舎へ移転する予定です。神部幼稚園につきましては、今年度改修を進めており、来年度4月から神部こども園として開園する予定です。室津幼稚園については、今年度末で閉園となります。

教育長 分かりました。  
ほかにご質問等はございませんか。  
ないようですので、採決に入ります。議案第15号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり承認いたしました。

それでは、これで公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続きまして、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の日程調整を、事務局からお願いします。

< 次回、次々回の日程調整 >

以上で、第3回たつの市教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもって閉会します。

午後4時10分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	菅野 夏子
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	田中 徳光
教育事業部長	富井 静也
教育管理部参事（兼）教育環境整備課長	沖田 基幸
教育事業部参事（兼）社会教育課長	小松 精二
教育事業部参事（兼）歴史文化財課長	岸本 道昭
教育事業部参事（兼）人権教育推進課長	中山 茂樹
教育事業部参事（兼）体育振興課長	西田 豊和
教育総務課長	坪内 利博
学校教育課長	山田 晴人
幼児教育課長	田中 彰人
すこやか給食課長	村上 秀樹
社会教育課主幹	喜多村 玲